

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>保管期間の記載がなかったため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 保管期間の追加 評価期間が含まれる年度の翌年度の4月1日から起算して5年間の保管期間を加える。 (第9条関係)</p> <p>2 施行期日 令和6年1月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「人事評価に関する書類等は」の下に「評価期間が含まれる年度の翌年度の四月一日から起算して五年間」を加える。

附 則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則(案) 新旧対照表

改正案	現行
<p>(書類等の提出及び保管) 第九条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 人事評価に関する書類等は、評価期間が含まれる年度の翌年度の四月一日から起算して五年間、県教育長が保管する。</p>	<p>(書類等の提出及び保管) 第九条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 人事評価に関する書類等は、県教育長が保管する。</p>

奈良県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第 号

奈良県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

奈良県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「人事評価に関する書類等は」の下に「評価期間が含まれる年度の翌年度の四月一日から起算して五年間」を加える。

附 則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。